

事 務 連 絡  
令和5年4月13日

各都道府県・市町村保育主管課  
各都道府県・指定都市・中核市障害児支援担当課  
各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課  
各都道府県私立学校主管課  
附属幼稚園又は特別支援学校幼稚部を置く  
国立大学法人担当課  
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課  
各都道府県・市町村放課後児童健全育成事業主管課

御中

こども家庭庁成育局安全対策課  
こども家庭庁成育局保育政策課  
こども家庭庁成育局成育環境課  
こども家庭庁支援局障害児支援課  
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室  
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課  
文部科学省初等中等教育局幼児教育課  
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

各施設における送迎用バスへの安全装置の装備に当たっての留意事項について

学校や児童福祉施設の安全管理について、日頃から御理解・御尽力をいただき有難うございます。

送迎用バスに装備が義務付けられる安全装置については、令和5年1月27日付事務連絡のとおり、「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合する安全装置のリストを、こども家庭庁 Web サイトにて公表し、随時更新しています。

一方で、安全装置を導入する各施設において、安全装置のリストが十分に活用されない場合には、装置導入に当たって過度な負担が生じる可能性も危惧されるところです。

ついては、下記に御留意の上、安全装置の選択・購入に当たっては同リストを参考としていただくよう、改めて、別表の各施設に対して周知徹底をお願いします。

記

1. 安全装置の本体価格及び標準的な取付費用の目安について

安全装置のリストには、各製品の「本体価格」及び標準的な「取付費用の目安」を掲載しており、リストの掲載内容を確認した上で、安全装置を選択・購入していただきたいこと。

(安全装置のリスト 掲載ページ)

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/list/>



## 2. 補助基準額について

装備が義務付けられる施設の補助基準額については、各製品の本体価格や取付費用を踏まえた上で、装備が義務付けられる安全装置として標準的なものを装備する場合に、事業者負担がゼロとなるよう設定していること。

## 3. 安全装置の導入支援（補助事業）について

補助事業については、令和5年度も引き続き実施予定であること。

(別表)

周知先	担当主管課
域内の保育所（地域型保育事業、認可外保育施設を含む。）	各都道府県・市町村保育主管課
域内の指定障害児通所支援事業実施事業所	各都道府県・指定都市・中核市障害児支援担当課
所管の幼稚園及び特別支援学校並びに域内の市町村教育委員会	各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
所轄の私立幼稚園及び私立特別支援学校	各都道府県私立学校主管課
附属の幼稚園及び特別支援学校	附属幼稚園又は特別支援学校を置く国立大学法人担当課
域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園	各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
域内の放課後児童健全育成事業所	各都道府県・市町村放課後児童健全育成事業主管課

**【問合せ先】**

- ガイドラインに適合する安全装置のリストに関すること  
こども家庭庁成育局安全対策課 事故対策係  
TEL：03-6858-0183
- 認定こども園、認可保育所及び地域型保育事業に関すること  
こども家庭庁成育局保育政策課 企画法令第一係  
TEL：03-6858-0058
- 放課後児童健全育成事業に関すること  
こども家庭庁成育局成育環境課 健全育成係  
TEL：03-6861-0303
- 指定障害児通所支援事業に関すること  
こども家庭庁支援局障害児支援課 障害児支援係  
TEL：03-6861-0063
- 認可外保育施設に関すること  
こども家庭庁成育局保育政策課 認可外保育施設担当室指導係  
TEL：03-6858-0133
- 幼稚園及び特別支援学校に関すること  
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課  
安全教育推進室 交通安全・防犯教育係  
TEL：03-5253-4111（内線 2695）